

議案第36号

三朝町手数料条例の一部改正について

次のとおり三朝町手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年3月10日

三朝町長 吉田秀光

三朝町条例第 号

三朝町手数料条例の一部を改正する条例

三朝町手数料条例(平成12年三朝町条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目を加える。

改正後	改正前
(手数料の徴収) 第 2 条 次の各号に掲げる事務については、 当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(5) 略 <u>(6) 地縁団体に関する証明 1 通につき</u> <u>300 円</u> <u>(7)</u> 略 <u>(8)</u> 略 <u>(9)</u> 略 <u>(10)</u> 略 <u>(11)</u> 略	(手数料の徴収) 第 2 条 次の各号に掲げる事務については、 当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(5) 略 <u>(6)</u> 略 <u>(7)</u> 略 <u>(8)</u> 略 <u>(9)</u> 略 <u>(10)</u> 略

- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略
- (20) 略
- (21) 略
- (22) 略
- (23) 略
- (24) 略
- (25) 略
- (26) 略
- (27) 略
- (28) 略
- (29) 略
- (30) 略
- (31) 略
- (32) 略
- (33) 略
- (34) 略
- (35) 略
- (36) 略
- (37) 略
- (38) 略
- (39) 略
- (40) 略
- (41) 略
- (42) 略
- (43) 略
- (44) 略
- (45) 略

- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略
- (20) 略
- (21) 略
- (22) 略
- (23) 略
- (24) 略
- (25) 略
- (26) 略
- (27) 略
- (28) 略
- (29) 略
- (30) 略
- (31) 略
- (32) 略
- (33) 略
- (34) 略
- (35) 略
- (36) 略
- (37) 略
- (38) 略
- (39) 略
- (40) 略
- (41) 略
- (42) 略
- (43) 略
- (44) 略

別表第 1(第 6 条関係)

(1)～(26) 略

(27) 略

別表第 2(第 6 条関係)

(1)～(19) 略

(20) 略

(21) 略

(22) 社会保障協定の実施に伴う厚生年金
保険法等の特例等に関する法律(平成 19

別表第 1(第 6 条関係)

(1)～(26) 略

(27) 社会保障に関する日本国とドイツ連
邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生
年金保険法等の特例等に関する法律(平成
10 年法律第 77 号)第 76 条に規定する証明

(28) 略

別表第 2(第 6 条関係)

(1)～(19) 略

(20) 社会保障に関する日本国とドイツ連
邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生
年金保険法等の特例等に関する法律第 76
条に規定する証明

(21) 社会保障に関する日本国とアメリカ
合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年
金保険法等の特例等に関する法律(平成
16 年法律第 126 号)第 73 条に規定する証
明

(22) 社会保障に関する日本国とベルギー
王国との間の協定の実施に伴う厚生年金
保険法等の特例等に関する法律(平成 17
年法律第 65 号)第 72 条に規定する証明

(23) 社会保障に関する日本国政府とフラ
ンス共和国政府との間の協定の実施に伴
う厚生年金保険法等の特例等に関する法
律(平成 17 年法律第 64 号)第 73 条に規定
する証明

(24) 略

(25) 略

(26) 社会保障に関する日本国とカナダと
の間の協定の実施に伴う厚生年金保険法
等の特例等に関する法律(平成 18 年法律
第 72 号)第 70 条に規定する証明

年法律第 104 号) 第 103 条に規定する証明

附 則
この条例は、公布の日から施行する。